

短期入所生活介護(介護予防) サンホーム竹原

重要事項説明書

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 梅行会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県小美玉市竹原 405-6 |
| (3) 電話番号 | 0299-47-1526 (代表) |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 木村 定行 |
| (5) 設立年月 | 平成14年 9月 12日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 短期入所生活介護
茨城県指定0873100945号 |
| (2) 事業所の目的 | 短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護(介護予防)サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 短期入所生活介護 サンホーム竹原 |
| (4) 事業所の所在地 | 茨城県小美玉市竹原 405-6 |
| (5) 電話・FAX番号 | TEL・0299-47-1526 FAX・0299-36-8686 |
| (6) 事業所所長(管理者) | 木村 容子 |
| (7) 事業所の運営方針 | 事業所のサービス目標は、ご利用者が「ここを利用して本当に良かった」とご満足の行くサービスを提供することによって、ご家族の介護負担の軽減をお手伝いすることにあります。そのためには、人・物・情報等といった資源を大切にしてご利用者が安心して生活できるスペースを確保して、マンパワーの専門性、高度な技術の向上を図り、ご利用者の自立支援をしてまいります。 |
| (8) 開設年月 | 平成15年10月1日 |

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30～ 17:30 (原則として)

(10) 利用定員 12名

(11) 居室等の概要

事業所は以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室	4室	
2人部屋	2室	
4人部屋	1室	
合計	7室	
機能訓練室	1室	主な設置機器、平行棒、マット訓練台
食堂	1室	
浴室	2室	機械浴槽、特殊浴槽、個人浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更： ご契約者（利用者）から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者（ご利用者）やご家族と協議の上決定するものとします。

3. 職員の配置状況

事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長 (管理者)	1	1
2. 介護職員	19	19
3. 生活相談員	1	1
4. 看護職員	2	2
5. 機能訓練指導員	(1)	(1)
6. 医師	0.05	必要数
7. 管理栄養士	1	1

*常勤換算： 職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を問う施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週 39.5 時間)で除した数です。週 7 時間 55 分勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名 (7.9 時間×5 名÷39.5 時間=1 名) となります。

<主な職員の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月、木曜日 13:00~15:00
2. 介護職員	職員配置時間帯 早番 7:30~16:30 日勤 9:00~18:00 遅番 9:30~18:30 夜勤 16:30~ 9:30
3. 看護職員	職員配置時間帯 早番 7:40~16:40 日勤 9:00~18:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常 9 割) が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- ・入浴または清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を利用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムや季節に合った衣類の調整に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービスの利用料金(1日あたり)>(契約書第8条参照)

サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。また、使用している居室によっても料金が異なります。以下の料金表により、サービス利用料金をお支払いください。

【多床室】

介護負担金		要支援		要介護度												
		1	2	1	2	3	4	5								
1日料金 1割負担 所得区分		①	451円	①	561円	①	603円	①	672円	①	745円	①	815円	①	884円	
		2割	①	902円	①	1,122円	①	1,206円	①	1,344円	①	1,490円	①	1,630円	①	1,768円
		3割	①	1,353円	①	1,683円	①	1,809円	①	2,016円	①	2,235円	①	2,445円	①	2,652円
第1段階 (●本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者)		預貯金などが単身1,000万円、夫婦で2,000万円	食費 ②	300円												
		滞在費 ③	0円													
第2段階 (本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人)		預貯金などが単身650万円、夫婦で1,650万円	食費 ②	600円												
		滞在費 ③	430円													
第3段階① (本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人)		預貯金などが単身550万円、夫婦で1,550万円	食費 ②	1,000円												
		滞在費 ③	430円													
第3段階② (本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人)		預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円	食費 ②	1,300円												
		滞在費 ③	430円													
第4段階～ (上記以外の方)			食費 ②	1,460円												
		滞在費 ③	915円													
自己負担額				①+②+③												

【個室】

介護負担金		要支援		要介護度												
		1	2	1	2	3	4	5								
1日料金 1割負担 所得区分		①	451円	①	561円	①	603円	①	672円	①	745円	①	815円	①	884円	
		2割	①	902円	①	1,122円	①	1,206円	①	1,344円	①	1,490円	①	1,630円	①	1,768円
		3割	①	1,353円	①	1,683円	①	1,809円	①	2,016円	①	2,235円	①	2,445円	①	2,652円
第1段階 (●本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者)		預貯金などが単身1,000万円、夫婦で2,000万円	食費 ②	300円												
		滞在費 ③	380円													
第2段階 (本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人)		預貯金などが単身650万円、夫婦で1,650万円	食費 ②	600円												
		滞在費 ③	480円													
第3段階① (本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人)		預貯金などが単身550万円、夫婦で1,550万円	食費 ②	1,000円												
		滞在費 ③	880円													
第3段階② (本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人)		預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円	食費 ②	1,300円												
		滞在費 ③	880円													
第4段階～ (上記以外の方)			食費 ②	1,460円												
		滞在費 ③	1,231円													
自己負担額				①+②+③												

※上記の他、療養食加算(8円・16円・24円/回)、機能訓練体制加算(12円・24円・36円/日)、サービス提供体制加算(Ⅲ)(6円・12円・18円/日)、看護体制加算(Ⅱ)(介護予防除く)(8円・16円・24円/日)、送迎加算(184円・368円・552円/回…片道)、緊急短期入所受入加算(介護予防除く)(90円・180円・270円/日…7日～14日限度)、口腔連携強化加算(50円・100円・150円/回…1月に一回限り)、他加算など事業所の体制およびご利用者の状況

に応じて別負担金としてかかる場合があります。

※ また、要支援・要介護度のご利用者様共、介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(介護負担金に加算料金をすべて合計した額に13.6%乗じた金額)があります。

※連続して30日を超えての長期ご利用者の方は、介護負担金から(30円・60円・90円/日)の減算となります。

◎カッコ内料金は(1割負担・2割負担・3割負担)です。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条 第9条参照)

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者(利用者)の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事(料金は前表参照)

・事業所では、栄養士の立てる献立表により、ご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食	8 : 0 0 ~ 8 : 3 0
昼食	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0
夕食	1 8 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0

②おやつ代 1日 100円

③特別な食事

・ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供した時と栄養指導の下で特別に作られた食事のサービス。

・利用料金: 要した費用の実費

④理髪・美容

理髪、美容サービス

・月に1回、理容師、美容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、パーマ、染髪)をご利用いただけます。

・利用料金: 1回あたり調髪2,000円(顔剃りご利用の場合は追加300円)、染髪3,000円、パーマ5,000円(カット込)となります。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者には、できるだけレクリエーションやクラブ活動に参加していただいております。月毎に、かかった費用の実費を、レクリエーション費としていただきます。

<主なレクリエーション行事>

1月	お正月	7月	七夕
2月	節分	8月	納涼祭(模擬店買い物は実費)
3月	ひな祭り	9月	敬老会
4月	お花見	10月	運動会
5月	端午の節句	11月	文化祭
6月	野外食	12月	クリスマス会
1月～ 12月	誕生会		

* その他、希望によって外食・遠足なども実施します。

<クラブ活動>

料理・園芸・カラオケ・映画鑑賞（紙芝居含む）

⑥ 電気器具類等の持込について

電気器具類等を持ち込まれた場合、1製品 50円/日 をいただきます。

⑦ 複写物の交付

ご契約者（利用者）は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

A4・B4	A3	カラー
10円	20円	50円

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

個人が自己管理のもと、日常生活において必要とする品物の購入代金
 ポリデント等口腔衛生用品、ティッシュボックス、電池等 店頭価格
 おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の心配はありません。

⑨ 日用品費

個人が日常生活において必要とする品物の購入にかかる費用

- ・ポリデント等口腔衛生用品、ティッシュボックス、電池、衣類、その他・・・実費
- ・買い物代行費（配達物品については費用はかかりません）1回 500円

⑩ ご利用者の移送に係わる費用

ご利用者の通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います。

☆ 病院より薬を処方された場合、病院まで処方箋を取りに行くサービス。

協力病院以外の病院の場合 1回 500円

☆ 病院又は、外泊にかかる送迎の時間別、1回のご利用料金

1時間未満・・・2,000円

1時間を超えて、30分増すごとに500円 ※但し、22時～5時迄は30分増すごとに750円いただきます。

★ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第9条参照)

前記、(1)、(2)の料金・費用は、ご利用期間分(1ヶ月間のご利用分)の合計金額を、翌月20日までにお支払い下さい。

(4) 利用の中止・変更・追加(契約書第10条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施前日までに事業者にお申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の食事代 1,460円 (減免者も同額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに関わる利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

なお、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

6. 第三者評価実施状況

(1) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

7. 苦情の受付について (契約書第24、25条)

(1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 萩原 智良子

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00 (原則として)

また、苦情受け付けボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小美玉市介護福祉課	所在地	小美玉市上玉里1122
	電話番号	0299-48-1111 (代表)
	受付時間	9:00～17:00 (平日)

石岡市介護福祉課	所在地	石岡市石岡一丁目1番地1
	電話番号	0299-23-1111 (代表)
	受付時間	8:30～17:15 (平日)

茨城県国民健康保険団体連合介護保険課	所在地	水戸市笠原町978-26
介護保険苦情相談室		茨城県市町村会館内
	電話番号	029-301-1565
	FAX	029-301-1579
	受付時間	9:00～16:30 (平日)

茨城県社会福祉協議会

所在地 水戸市千波町1918

茨城県総合福祉会館内

電話番号 029-241-1133

FAX 029-241-1434

受付時間 9:00 ~ 17:00(平日)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 2,801.14㎡
- (3) 事業所の周辺環境 自然環境が整った田園地帯で四季折々の季節が楽しめる風光明媚な所です。

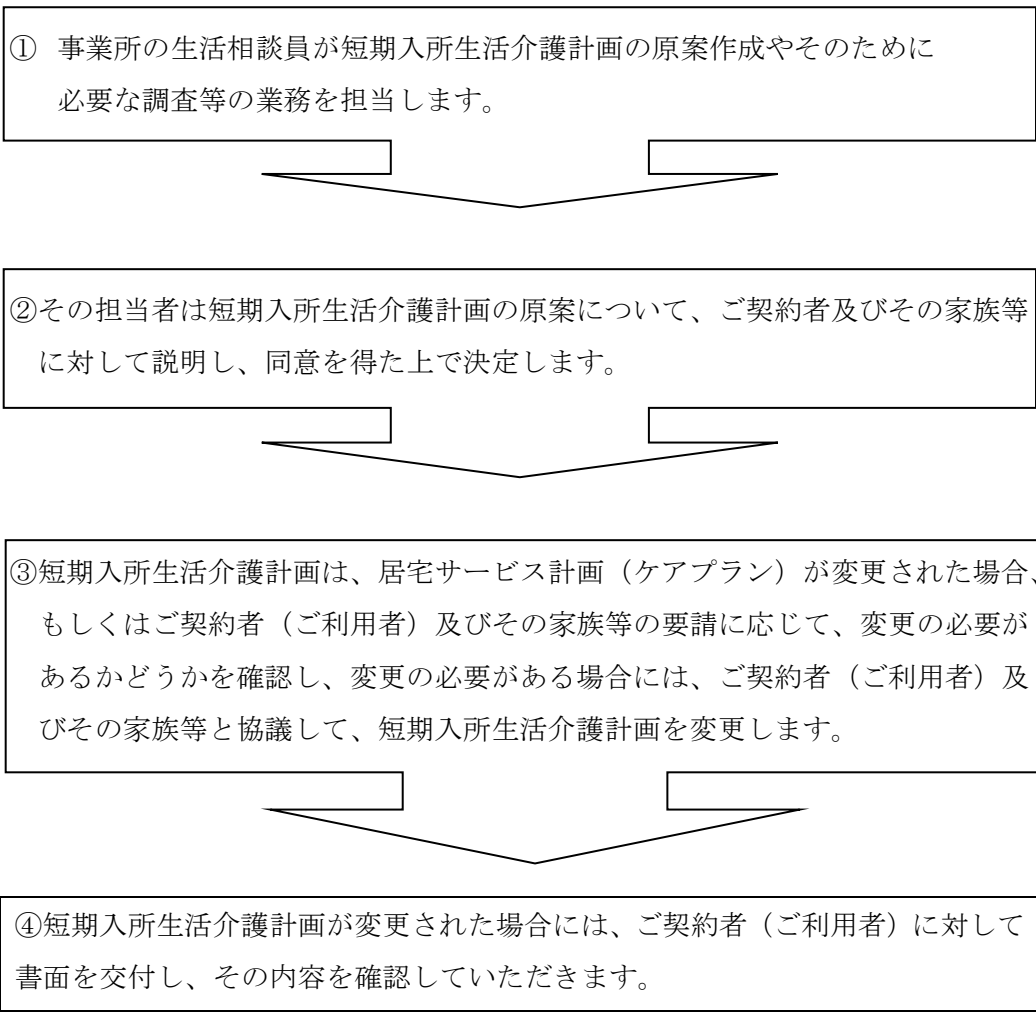
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、ご契約者との調整・相談・助言等を行います。
介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための援助を行います。(3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています)
看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当しています。 (1名の機能訓練指導員を配置しています)
医師	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 (1名の医師を配置しています)

3. 契約締結からサービス提供の流れ

- (1) ご契約者(ご利用者)に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

○ 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。



居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 要介護認定申請を行った後、暫定でのサービス提供を開始します。



要支援・要介護と認定された場合



居宅サービス計画(ケアプラン)の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の義務(契約書第11条 第12条参照)

事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者（ご利用者）から聴取・確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者（ご利用者）または代理人の請求に応じて閲覧、又は複写物を交付します。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行なう等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びその職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者（ご利用者）との契約の終了に伴う援助を行なう際には、あらかじめ文書にてご契約者（ご利用者）の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持込の制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・衣類等
- ・日用品等

(2) 施設・設備の利用上の注意(契約書第13条 第14条参照)

○居室及び共用施設・敷地を本来の目的に従って利用してください。

○施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行いません。

○事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行なうことはできません。

(3) 喫煙

館内全て禁煙となっております。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者（ご利用者）の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

医療機関の名称	府中クリニック
所在地	石岡市府中5-11-1
診療科	内科
薬局の名称	なの花薬局
所在地	石岡市東石岡4-1-39

6. 個人情報について (契約書第13条参照)

ご利用者の介護保険に関する関係書類並びにそれに関する個人情報が必要になった場合、必要な限度で提供していただくものとします（医療機関からの提供を含む）。

また、施設でご利用者についての知り得た情報（必要な情報に関してのみ）を、以下の理由の場合、医療機関（薬局等を含む）や他の事業所に提供します。

- ご利用者が医療機関等を受診する場合。
- ご利用者が他のサービス等を利用する際に、そのサービス事業所等より情報のサービス依頼があった場合。

その他、施設内の掲示板や、ご利用者のご家族へのお便り等に写真が載る場合があります。（写真の掲載について承諾いただけない場合には、お申し出下さい。）

7. 損害賠償について (契約書第16条 第17条参照)

事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、ご利用者の一方的な行動（施設職員の注意及び制止を無視するなど）について発生した損害については、施設として損害賠償の責務はないものとします。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日の2日前までに契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で変更され以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が『自立』と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉じた場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦ 事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第19条 第20条参照)

以下の場合等には、ご契約者から利用契約を解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者（ご利用者）の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第22条 第26条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解約させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービスの利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者（ご利用者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 第26条の規定に反していることが判明した場合

(3) 契約終了に伴う援助 (契約書第19条)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者（ご利用者）の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行なうよう努めます。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 短期入所生活介護 サンホーム竹原
所在地 茨城県小美玉市竹原 405-6
代表者 理事長 木村 定行 印

説明者 所属 短期入所生活介護 サンホーム竹原
職名
氏名 印

私は、契約者及び本書面により、事業から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 氏名 印

契約者 住所

氏名 印
続柄 ()